

全建労発第81号
平成18年9月1日

各都道府県建設業協会事務局長 殿

社団法人 全国建設業協会
専務理事 野見山 恵弘
(公印省略)

建材中の石綿含有率の分析方法について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、建材中の石綿含有率の分析方法については、今般、労働安全衛生法施行令及び石綿傷害予防規則の一部が改正され、平成18年9月1日から、これら法令に基づく規制の対象となる物の石綿の含有率（重量比）が1%から0.1%に改められることから、同日後は石綿等がその重量の0.1%を超えて含有するか否かについて分析を行う必要があります。

一方、建材中の石綿含有率の分析方法で0.1%までの精度を有するものとして、JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」が平成18年3月25日に制定されたところです。

この度、厚生労働省労働基準局長より、石綿則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析方法について、別添のとおり周知依頼がありました。

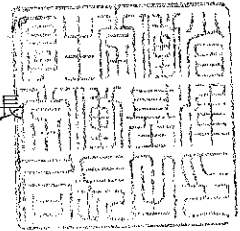
つきましては、貴協会傘下会員に対して、ご周知いただきますようお願い申し上げます。

基 発 第 0821003 号

平 成 18 年 8 月 21 日

社団法人全国建設業協会会長殿

厚生労働省労働基準局長



建材中の石綿含有率の分析方法について

労働基準行政の推進につきましては、平素より御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建材中の石綿含有率の分析方法については、平成8年3月29日付け基発第188号「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法について」（以下「188号通達」という。）の別紙「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法」等において、石綿等がその重量の1%を超えて含有するか否かについて行うものを示しているところですが、今般、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）及び石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）の一部が改正され、平成18年9月1日から、これら法令に基づく規制の対象となる物の石綿の含有率（重量比）が1%から0.1%に改められることから、同日後は、石綿等がその重量の0.1%を超えて含有するか否かについて分析を行う必要があります。

一方、建材中の石綿含有率の分析方法で0.1%までの精度を有するものとして、JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」が平成18年3月25日に制定されたところです。

つきましては、石綿則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析については、下記の方法がありますので、傘下会員に対する周知につき格別の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」（以下「JIS法」という。）
- 2 上記1と同等以上の精度を有する分析方法として以下に掲げる方法
 - (1) 平成18年8月21日付け基発第0821002号「建材中の石綿含有率の分析方法について」による廃止前の188号通達の別紙の第3の3の「位相差顕微鏡を使用した分散染

色法による分散色の確認」による定性分析の方法（以下「分散染色法」という。）

ただし、分散染色法は、JIS法の7.1.2のa)の「位相差顕微鏡による分散染色法」による定性分析方法に相当するものであり、これにより定量分析を行うことはできない。よって、分散染色法により分析を行った結果、石綿の種類に応じた分散色が確認されなかった場合に限り、石綿が0.1%を超えて含有していないものとして取り扱うことができるものであること。

(2) その他別途示す分析方法